

資料提供年月日	平成26年8月26日	
問い合わせ先	課名	総務企画課
	電話	直通 803-1081 内線 4450
担当者	職名・氏名	課長 中野
	職名・氏名	課長補佐 小林

## 広 報 連 絡 ＜市長記者会見資料＞

### 1 件 名

平成26年9月定例会市議会提出の主な議案（予算を除く。）について

・子ども・子育て支援新制度に係る条例の制定について

：岡山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について（甲第214号議案）

：岡山市幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について（甲第216号議案）

：岡山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について（甲第217号議案）

：岡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について（甲第218号議案）

担当課名	こども園推進課	こども企画総務課
担当者名	課長 景山 泰	担当課長 光藤伸史
連絡先	803-1430 内線 4730	803-1224 内線 4761

## 子ども・子育て支援新制度に係る条例の制定について

### 1 経過及び趣旨

子ども・子育て支援新制度の施行（平成27年4月）に当たり、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」、「児童福祉法」及び「子ども・子育て支援法」の規定により、同制度の運用に必要な基準について、国が示した省令を基本に、岡山市の独自基準を含め、条例で制定するものです。

### 2 制定する条例

- (1) 甲第214号議案 岡山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- (2) 甲第216号議案 岡山市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- (3) 甲第217号議案 岡山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
- (4) 甲第218号議案 岡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

### 3 施行日

いずれの条例も、平成27年4月1日から施行予定

※ 根拠法令

- (1)(3)「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」の施行の日
- (2)「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」の施行の日
- (4)「子ども・子育て支援法」の施行の日

#### 4 条例の概要（主な内容）

##### （1）岡山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

###### 〔内容〕

- ・児童福祉法に規定する放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、基準を規定。

※ 児童福祉法に規定する放課後児童健全育成事業：保護者が就業等により、昼間、家庭に居ない小学校に就学している児童に対して、学校の余裕教室や児童館等で、放課後に適切な遊び及び生活の場を与え、その健全育成を図る事業。

###### 〔独自基準〕

- ・サービスの評価

◇幅広い評価の機会を設ける。

（国基準）自ら評価。

- ・一般原則

◇暴力団を排除する。

（国基準）規定なし。

- ・非常災害対策

◇避難及び消火に対する訓練を少なくとも1年に3回行う。

（国基準）定期的に行う。

- ・設備基準の経過措置

◇当分の間、既存の事業者については、児童一人当たりの面積基準については、努力義務とする。

（国基準）専用区間の面積は、児童一人につき、概ね1.65㎡以上でなければならない。

##### （2）岡山市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準

###### 〔内容〕

- ・幼稚園と保育所の機能を併せ持つ単一の施設（学校かつ児童福祉施設）である「幼保連携型認定こども園」の学級編制、職員配置、設備（園舎・園庭・保育室等）及び運営について、基準を規定。

###### 〔独自基準〕

- ・園舎に備えるべき設備

◇乳児を受入れる施設では、調乳室及びもく浴室を設置する。

（国基準）規定なし。

◇給食の提供は、自園調理を原則とする。※ 既存の幼稚園が移行する場合を除く。

（国基準）満3歳以上については、外部搬入可。

- ・一般原則

◇暴力団を排除する。

（国基準）規定なし。

### (3) 岡山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準

#### 〔内容〕

- ・ 3歳児未満を対象に、20人未満の子どもを保育する地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業）の設備及び運営について、基準を規定。

※ 家庭的保育事業：家庭的な雰囲気、定員5人以下を保育。

小規模保育事業：定員6～19人を保育。

居宅訪問型保育事業：保護者の自宅で保育（障害・疾病などで個別ケアが必要な場合など）。

事業所内保育事業：会社などの保育施設で、従業員とともに地域の子どもを保育。

（事業所内保育事業に限り、定員20人以上の場合あり）

#### 〔独自基準〕

- ・ 小規模保育事業B型、小規模事業所内保育事業（定員20人未満）
  - ◇ 保育従事者の内、3/4以上を保育士とする。
  - （国基準）1/2以上を保育士とする。
- ・ 居宅訪問型保育事業
  - ◇ 居宅訪問型保育事業者の近親者への保育の提供を制限する。
  - （国基準）規定なし。
- ・ 一般原則
  - ◇ 暴力団を排除する。
  - （国基準）規定なし。

### (4) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準

#### 〔内容〕

- ・ 教育・保育施設の設置者や事業者が、子ども・子育て支援新制度における「給付」の対象となるための申請を行い、行政がこれを「確認」する。この確認を受ける施設・事業者が遵守すべき運営基準を規定。

#### 〔独自基準〕

- ・ 罰則
  - ◇ 子ども・子育て支援法に規定する過料（10万円以下）の規定を設ける。
  - （国基準）子ども・子育て支援法に「市町村は条例で、正当な理由なしに、報告・提出・提示をせず、虚偽の報告・提出・提示をし、質問に対して答弁せず、虚偽の答弁をし、検査を拒み、妨げ、忌避した者に対し、十万円以下の過料を科する規定を設けることができる」との規定あり。（第87条抜粋）